

あなたのお店を はじめてみませんか 創業塾

舞鶴商工会議所と舞鶴市では、創業者支援の取り組みとして、創業塾を開催いたします。

この講座は、自分のお店（サービス業・小売業など）を始めようとお考えの方や、既に商売をされていて、新たな分野に進出しようとお考えの方を対象に、創業と経営に必要なスキルを学んでいただけます。

日 時	内容 (予定)
日にち	●創業の心構え
第1回 ▶ 平成28年10月16日(日)	●創業に必要な手続き
第2回 ▶ 平成28年10月23日(日)	●経営に必要な経理・税務知識
第3回 ▶ 平成28年10月30日(日)	●人を雇用するときのルール
時 間	●事業計画の作り方
各回とも13:00~16:00	●資金計画の作り方と融資制度
	●マーケティング戦略

場 所	舞鶴商工会議所	講 師	中小企業診断士 伊東伸氏
受講料	4,000円	定 員	30名 (先着順)
申込方法	所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、舞鶴商工会議所宛てファクスまたはE-mailでお申込みください。 電話または郵送による申込も可能です。		

事業主の
皆様へ

キャリアアップ助成金が改正されました!

本年10月の「最低賃金の引き上げ」等を見据え、平成28年8月5日から事業主の方がより利用しやすいように、キャリアアップ助成金の支給要件が緩和されました。

これまでは「最低賃金の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金までの増額分は含めないこと」としていたところ、「公示日以降であっても発効日までは増額分として含める」と変更されました。

また、賃金規定等や賃金テーブルがない場合でも新たに作成し、その内容が過去3か月の賃金支払いの実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象となります。

京都府の最低賃金は、平成28年10月2日（発効予定）より831円となり、
現行の807円から24円（2.97%）引き上げられる予定です。

緩和内容

●キャリアアップ計画書の提出期限の緩和

「取組実施1か月前まで」を「取組実施日まで」に変更されました。

●賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。

●最低賃金との関係に係る要件緩和

「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更されました。

詳しいことは、ハローワーク舞鶴（舞鶴市字西107-4 担当:上田・福村）TEL 0773-75-8609までご連絡ください。